

二級・木造建築士死亡・失そう宣告届について

二級・木造建築士が死亡または失そう宣告を受けた場合、戸籍法による死亡または失そうの届出義務者は、死亡または失そう宣告の日から 30 日以内に届け出てください。

必要書類	注意事項	チェック
①二級・木造建築士死亡届、もしくは失そう宣告届		<input type="checkbox"/>
②二級・木造建築士免許証（原本）	紛失の場合は①欄外にその旨 記入してください。	<input type="checkbox"/>
③住民票（除票）	発行日から 6 ヶ月以内のもの ※死亡診断書は不可	<input type="checkbox"/>
④申請者の本人確認ができる公的証明書のコピー	運転免許証、旅券、健康保険証など ※健康保険証は被保険者記号・番号及び 保険番号にマスキングをしてください。	<input type="checkbox"/>
⑤レターパックプラス（赤） 2024. 10 月～郵便料金が改訂されました。 必ず 600 円のものをご使用ください。	上記の書類を提出する際に使用して ください。	<input type="checkbox"/>

**※静岡県知事登録以外の方は、登録先の都道府県にお問い合わせ
ください。**

二級・木造建築士死亡届

下記の者は、 年 月 日死亡致しましたので、
関係書類を添え、建築士法第 8 条の 2 第 1 号に基づき届け出ます。

年 月 日

静岡県知事 様

届出義務者住所

届出義務者氏名

本人との続柄

記

1	ふりがな 氏 名	
2	生年月日	年 月 日
3	性 別	
4	登録番号	二級・木造 静岡県 第 号
5	登録年月日	昭和・平成・令和 年 月 日

(届出義務者の連絡先電話番号)

※ 電話番号は、日中ご連絡のつく番号を記入してください。

※ 住民票（除票）、死亡の事実が確認できるもの及び、免許証を添付してください。
免許証紛失の場合は、その旨を欄外に記載してください。

二級・木造建築士失そう宣告届

下記の者は、 年 月 日失そう宣告を受けましたので、
関係書類を添え、建築士法施行細則第7条第4項に基づき届け出ます。

年 月 日

静岡県知事 様

届出義務者住所

届出義務者氏名

本人との続柄

記

1	ふりがな 氏 名	
2	生年月日	年 月 日
3	性 別	
4	登録番号	二級・木造 静岡県 第 号
5	登録年月日	昭和・平成・令和 年 月 日

(届出義務者の連絡先電話番号)

※ 電話番号は、日中ご連絡のつく番号を記入してください。

※ 住民票（除票）、失そう宣告の事実が確認できるもの及び、免許証を添付してください。